四　出資を必要とする理由 五　その他経済産業大臣が必要と認める事項	
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　出資先の定款その他の基本約款又はこれに準ずるもの 二　出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類 三　その他経済産業大臣が必要と認める書類	
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年十月十八日から施行する。